

# 令和5・6年度古賀市入札参加資格審査申請について ( 測量・コンサルタント等 )

下記の有効期間において、古賀市が発注する測量・コンサルタント業務等の入札に参加を希望される方は、次の要領により入札参加資格審査申請を提出して下さい。

## 記

1. 受付期間 令和5年1月23日(月)～令和5年2月28日(火)
2. 申請業種 測量(用地測量含む)、建設コンサルタント、補償コンサルタント、不動産鑑定、建築士事務所(建築設計・監理)、地質調査(ボーリング含む)、計量証明(水質検査、環境測定)、不動産登記(土地家屋調査士、司法書士に関する業務)
3. 受付方法 **市内業者：電子申請。対応が難しい場合に限り郵送・信書便(宅配便等)又は持参。**  
※市内業者とは、古賀市内に主たる営業所(本店)又は営業所(支店)を有する事業者をいいます。  
※到着確認の電話・返信等は受け付けません。  
必要に応じて追跡確認できる郵送方法で送付してください。  
※郵送料が不足していた場合、不足分の切手を請求します。  
郵送の際は、必ず郵送料が不足していないか確認をお願いします。  
※持参の場合も、その場で書類確認を行うものではありません。  
**市外業者：電子申請のみ。**
4. 有効期間 令和5年7月1日～令和7年6月30日(2年間)
5. 提出先・問い合わせ先 〒811-3192  
福岡県古賀市駅東一丁目1番1号  
古賀市 総務部 管財課 契約係  
電話(092)942-1111

## I. 申請者の資格

申請できるものは、次に掲げる要件に該当しない者に限ります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 令和5年1月1日直前、1年以上引き続き同種の業を営んだ実績を有しないもの
- ③ 法人又は個人の市町村税、都道府県税、国税の滞納があるもの  
(新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けているものは除く。)
- ④ 経営状態が著しく不健全なもの
- ⑤ 営業に関し、法律上必要とする資格を有しないもの
- ⑥ 古賀市入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたもの
- ⑦ 暴力的組織又は構成員等に関する誓約書を提出しないもの
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑧に該当するもの
- ⑩ 法人であって、その役員のうち⑧⑨のいずれかに該当する者があるもの
- ⑪ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配するもの

## II. 申請要領

### 1 申請業種

測量（用地測量含む）、建設コンサルタント、補償コンサルタント、不動産鑑定、建築士事務所（建築設計・監理）、地質調査（ボーリング含む）、計量証明（水質検査、環境測定）、不動産登記（土地家屋調査士、司法書士に関する業務）

### 2 受付方法

市内業者：電子申請。対応が難しい場合に限り郵送・信書便（宅配便等）又は持参。

※市内業者とは、古賀市内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店）を有する事業者をいいます。

※到着確認の電話・返信等は受け付けません。

必要に応じて追跡確認できる郵送方法で送付してください。

※郵送料が不足していた場合、不足分の切手を請求します。

郵送の際は、必ず郵送料が不足していないか確認をお願いします。

※持参の場合も、書類審査は郵送に準じて行います。

持参された際に書類確認を行うものではありません。

市外業者：電子申請のみ。

### 3 受付期間

令和5年1月23日（月）～令和5年2月28日（火）

上記期間以外の受け付けは認めないので期間内申請を厳守すること。

（必要書類が不足している場合は登録されませんのでご注意ください。）

### 4 提出先・問い合わせ先

〒811-3192

福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

古賀市 総務部 管財課 契約係

電話092-942-1111

（郵送・信書便（宅配便等）又は持参の場合は封筒に入れ、表面には「古賀市入札参加資格審査申請書類在中」と記載し、商号又は名称、所在地、電話番号を記載すること。）

### Ⅲ. 提出書類

#### ① 令和5・6年度 古賀市入札参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）（様式1）

ア 申請者欄は本社の所在地、名称、代表者職氏名、印鑑（実印）を記入、押印すること。

イ 担当者欄及び電話番号は、申請書に関しての問合せに回答できる連絡先を記入すること。（本社以外でも可）

#### ② 登記簿謄本（写し）又は身元（身分）証明書（写し）（令和4年11月1日以降に発行されたものに限る）

法人については、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、個人については、身元（身分）証明書（本籍地市町村発行）

#### ③ 市税、都道府県税、国税の滞納がないことを証明する書類（令和4年11月1日以降に発行されたものに限る）（写し可）

ア 市町村税

所在地の市町村が発行する市町村税の滞納（未納）がないことの証明

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。  
※当該市町村が「滞納（未納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書（令和3・4年分）を提出すること。

イ 都道府県税

所在地の都道府県が発行する都道府県税の滞納（未納）がないことの証明

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

ウ 国税（消費税及び地方消費税・法人税（個人経営にあつては所得税））

国税（消費税及び地方消費税・法人税）の滞納（未納）がないことの証明

管轄の税務署発行で、法人は「納税証明書その3の3」、個人経営は「納税証明書その3の2」を提出すること。

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地を管轄する税務署が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

エ 法人で古賀市在住の代表者（委任する場合は代理人）個人の古賀市税

法人で代表者（委任する場合は代理人）が古賀市在住の場合、そのものの滞納（未納）がないことの証明

- ※当該市町村が「滞納（未納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書（令和3・4年分）を提出すること。

**※新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合**

新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合、猶予制度の適用を受けていることが確認でき、その他の滞納がないことが確

認できる書類を提出すること。

例) ①国税 → 納税証明書(その1)

②県税、市税(滞納のない証明にコロナによる猶予制度の適用を受けている旨の記載がある場合)  
→ 滞納のない証明

③県税、市税(滞納のない証明が発行できない場合)  
→ 「納税の猶予許可通知書(写)」+「納税証明書」(令和3・4年分)

④ (1) 建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査業者での登録の場合  
直前1年分の現況報告書の副本(写し)を提出すること。

**※現況報告書に記載のない部門での登録はできません。**

(2) (1)以外の事業で登録する場合、下記の書類を提出すること

a **営業上主務官庁、又は法律上資格を有することを証明する証明書(令和4年11月1日以降に発行されたものに限る)**

営業上必要な登録・許認可等があれば提出すること。

b **測量等実績調書(様式2)**

原則直近2年分とする。(受注量が多い場合は例外的に1年分でも可とする。)

同様の内容を記載したもの(国等で使用する様式等)を既に作成している場合は、その写しで可。

c **技術者経歴書(様式3)**

各業務にかかる技術者を記入すること。(国等で使用する様式等、同様の内容を記載したものを既に作成している場合は、その写しで可)

d **営業所一覧表(任意様式)**

本店のみであれば不要

e **財務諸表(写し)又は令和3年分確定申告書(写し)**

ア 法人の場合…直前1期分の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」を提出すること。

イ 個人の場合…【青色申告者】令和3年分の「確定申告書」「損益計算書」「貸借対照表」を提出のこと。

【白色申告者】令和3年分の「確定申告書」を提出のこと。

⑤ **使用印鑑届(様式4)**

実際に本市との取引に使用する印鑑を押印の上、提出すること。

※使用印は「代表取締役の印」などの 人を表す 表示がしてある社印(又は個人印)を鮮明に押印してください。(会社名のみ印は不可)

⑥ **委任状(様式5)**

本市との取引を代理人(支店長・営業所長等)に行わせるときのみ提出すること。

委任者の印は、代表者（実印）の印を押印すること。

受任者の使用印は、使用印鑑届（様式4）にて届け出るものと同一の印を押印すること。

⑦ **古賀市内事業所調書（様式6）**

市内の業者（市内の営業所・支店等を契約先とする場合を含む）のみ提出すること。

⑧ **誓約書及び役員等名簿（様式7-1, 7-2）**

誓約書（様式7-1）の記載事項について、認識・了承し、記名押印すること。また、役員等名簿（様式7-2）を記載し提出すること。

⑨ **古賀市入札参加資格審査用カード（様式8）**

指名希望業種は第4希望まで登録可能。

⑩ **「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票（様式9）**

会社名、担当者名、担当者連絡先（電話／FAX）を記入すること。

⑪ **令和4年度 男女共同参画推進状況報告書（様式A）**

市内の業者（市内の営業所・支店等を契約先とする場合を含む）のみ提出すること。

なお、複数業種で申請する場合（例：建設工事と測量・コンサルタント等）提出は1申請者につき1部とする。

**※郵送・信書便（宅配便等）又は持参の場合**

申請書及び添付書類は、とじ紐（左側長辺を2穴）で1冊にまとめ、別紙『「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票』の書類番号順にとじること。

**次の書類は、とじ紐によりまとめた書類と別にして提出すること。**

- 古賀市入札参加資格審査用カード（様式8）
- 「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票（様式9）
- 令和4年度 男女共同参画推進状況報告書（様式A）

市販のA4サイズ・透明のクリアフォルダーに入れ提出すること。

**※ 注意事項**

- 書類が全部そろっているか「「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票」で再度確認すること。
- 各種諸証明書は複写機による写しでもよい。（写しの書類は鮮明なものであること）
- 申請書提出後、記載事項等に変更が生じた場合は、直ちに古賀市指定の「変更届」に必要な書類を添付のうえ提出すること。